

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

- ・同業者との連携、協力関係の構築を積極的に行います
- ・取引先との打ち合わせ、アイデアを出し合いお客様に納得いただけるモノづくりに努めます

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、サプライチェーン全体での共存共栄を目指し、以下の取引方針を宣言します。

- ・協力会社の適正な利益を確保するため、不合理な原価低減要請は行いません。
- ・取引対価の決定にあたり、受託事業者と少なくとも年一回以上の協議を実施します。この協議を通じて、受託事業者の適正な利益の確保、および労働条件の改善に必要な費用を反映した対価を十分に検討し決定します。
- ・原材料費やエネルギーコストなどの外部環境に起因するコスト高騰が生じた際は、その適切な増加分の全額転嫁を目指し、速やかに協議を行います。
- ・取引対価の決定を含む契約にあたっては、契約条件を書面その他の電磁的方法により、明確に明示・交付します。

令和8年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

藤井鉄工所

企 業 名

代表・藤井秀樹

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。